

令和5年 No.52

○東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

調査委員会における調査の実施の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年12月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第35号

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程（平成14年規程第16号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校スクールライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：調査委員会における調査の実施の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第8条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を組織する。</p> <p>2 調査委員会は、<u>申し立て人の申し立てがあった場合又は委員長が必要と判断した場合は、速やかに、当該申し立て等</u>に係る事実を客観的かつ詳細に調査する。</p> <p>3・4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年12月14日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第8条 委員会は、重要な個別事項の対処について必要と認める場合、調査委員会を組織する。</p> <p>2 調査委員会は、<u>申し立て人の同意に基づき、速やかに、当該申し立てに係る事実を客観的かつ詳細に調査する。</u></p> <p>3・4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>